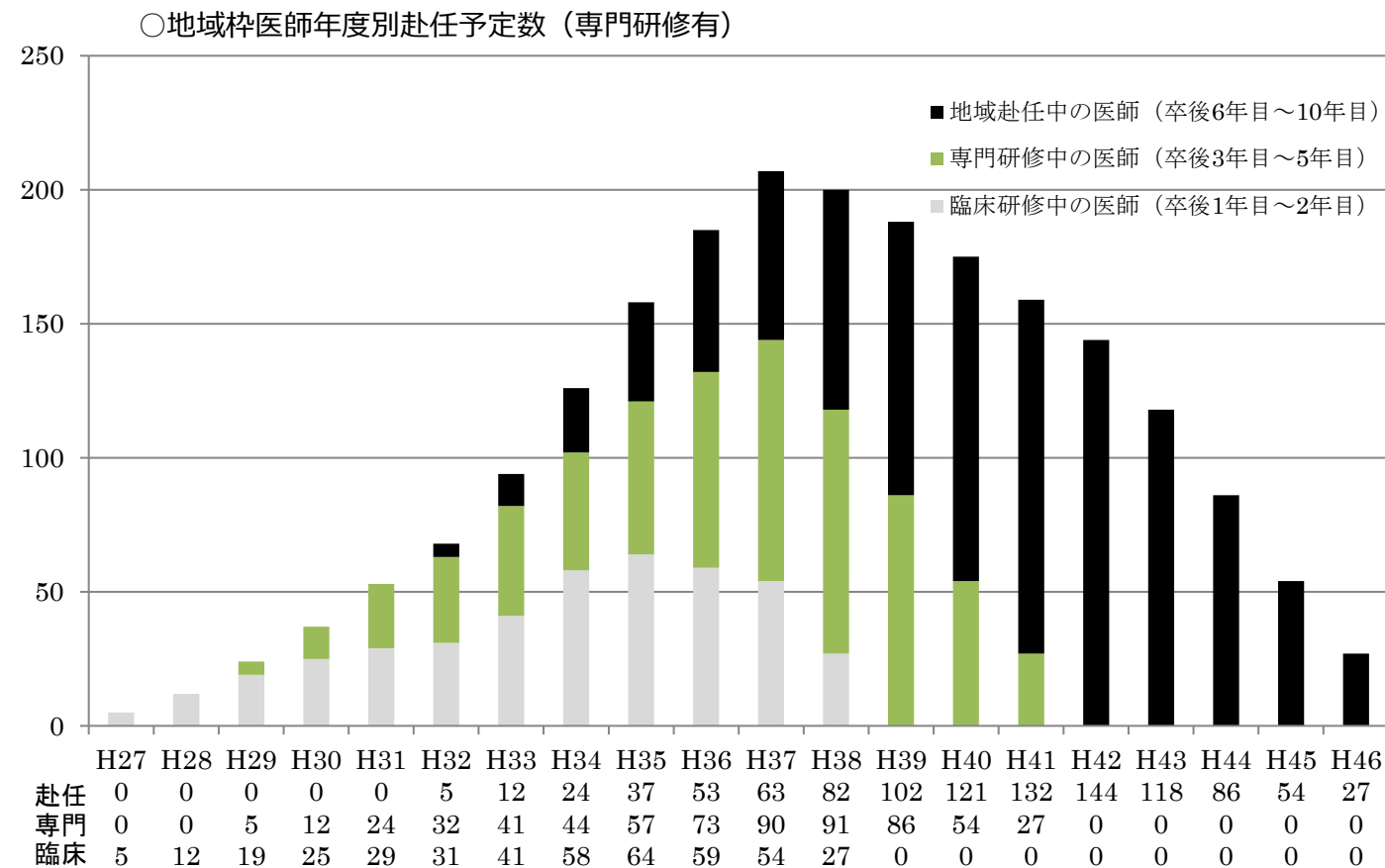


平成 29 年度を期限とした医学部定員増の取扱いについて

1 地域枠の設置状況（平成 28 年度時点）

種別	国根拠	本県増員数		増員期間	総養成数	
		名大	3 枠			
21 年度定員増	緊急医師確保対策	5 枠	2 枠	21～29 年度	44 人	
		名市大	3 枠			
22 年度定員増	経済財政改革の基本方針 2009	5 枠	2 枠	22～31 年度	50 人	
		名市大	3 枠			
24 年度定員増	新成長戦略等	5 枠	5 枠	24～31 年度	40 人	
27 年度定員増	新成長戦略等	10 枠	名市大	2 枠	27～31 年度	50 人
			愛知医大	3 枠		
			藤田保大	5 枠		
28 年度定員増	新成長戦略等	7 枠	愛知医大	2 枠	28～31 年度	28 人
			藤田保大	5 枠		
計		32 枠			212 人	

2 地域枠医師の赴任推移見込み（条件：臨床研修修了後、専門医（後期）研修を 3 年履修し、その後赴任と仮定）



○定員増種別ごとの養成数

- ・ 21 年度定員増分： 5 枠 × 9 年間 【計 45 名】
 - ・ 22 年度定員増分： 5 枠 × 10 年間 【計 50 名】
 - ・ 24 年度定員増分： 5 枠 × 8 年間 【計 40 名】
 - ・ 27 年度定員増分： 10 枠 × 5 年間 【計 50 名】
 - ・ 28 年度定員増分： 7 枠 × 4 年間 【計 28 名】
- 【総養成数 212 名】

3 医師の充足見込みについて

都道府県ごと、さらに地域や診療科ごとの確保すべき医師数について、客観的データ等に基づく推計は困難で、現時点で活用可能な数値を持ち得ていない。

一方で、平成 30 年度からを期間とする、次期都道府県医療計画においては、医師数が不足する特定の診療科・地域等について、確保すべき医師数の目標値を設定することとされており、「厚生労働省 医療計画の見直しに関する検討会」において、その推計方法の検討や、当該ガイドライン等の策定の必要性が国に対し求められている。

なお、参考となるデータを以下に示す。

① 愛知県「地域枠医師の配置に係る必要数調査（平成 29 年 2 月）」

→地域枠医師配置対象となっている病院に、地域枠医師の支援希望人数を診療科ごとに聴取。

診療科	希望病院数	人数
内科	16 病院	38 人
外科	8 病院	9 人
整形外科	13 病院	19 人
小児科	11 病院	14 人
産婦人科	6 病院	10 人

診療科	希望病院数	人数
麻酔科	11 病院	12 人
救急科	5 病院	6 人
総合診療科	10 病院	13 人
その他科	10 病院	29 人
計	20 病院	150 人

② 厚生労働省「医師の需給推計（全国レベル）について（平成 28 年）」によると、一定程度医師の需要が大きくなると仮定した中位推計においては、平成 36 年頃に医師需給が均衡し、それ以降供給過剰に転じ、平成 52 年には医師供給が約 3.4 万人過剰になると推計されている。

4 県の費用負担

地域枠で入学した医学生に修学資金を貸与しているが、継続した場合以下の金額が新たに必要となる。（継続期間は現時点で「当面」とされているため、他増員分の終期予定である 31 年度までと仮定する。）

$$5 \text{ 枠} \times 2 \text{ 年間} = 10 \text{ 名} \quad 10 \text{ 名} \times 11,100,000 \text{ 円 (1 人あたり総額)} = \underline{111,000,000 \text{ 円}}$$

5 事務局案

以下の理由から、当面（少なくとも他定員増の終期である平成 31 年度まで）は継続をすべきと考える。

・ 国は平成 32 年度以降の定員増の取扱いについて、平成 31 年度終期分の取扱いと併せて早期に検討するとしていることから、県としても切り離さず、同様に取り扱うことが適当。

・ 県調査により明らかとなった、地域枠医師必要数と現養成予定数を比較すると、必ずしもこれを満たしているとは言えない。